

2025向け
那覇本校公務員講座
生クラス

憲 法

板書②

- P38 [3] (2) 宗教的行為の自由
(3) 宗教的結社の自由

→ 「内在的制約」について

ある人権を無制限・無条件に保障すると
他人に迷惑・害悪が及ぶ場合がある

ex 表現の自由の 他人の名誉・プライバシーの侵害
無制限・無条件 → ハンマーの保障
の保障



そこでこれを防止するために公共の福祉により表現の自由を制限する



このように他人に迷惑・害悪が及ぶことを防止する目的での公共の福祉による制約のことを内在的制約という

テーブルコード

--	--	--

P41 (3) 殉職自衛官合祀訴訟

(未亡人の主張)

心を乱されることなく落ち着いた状態で信仰する利益は宗教的人格権という法で保護された利益(法的利益)として認められるはずである



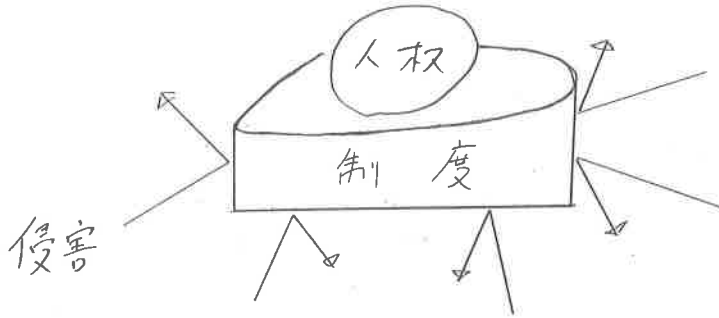
しかし勝手に神社に合祀されたことによりこの利益が侵害され精神的損害を受けたことで損害賠償請求す

テ-ブコード

--	--	--

p42 (3) 政教分離原則の法的性格

② (b) 制度的保障の意義



→ ある人権を守るため、いわば
防波堤として一定の制度を考
えて人権侵害を防止する

||

制度的保障

テープコード

--	--	--

- p43- ④ 宗教的 活動の 禁止
⑤ 目的効果基準

§20Ⅲは 国への宗教的 活動を 禁止しており、これは 国と宗教との かけわり合いを 禁止する ということ



しかし、全ての 宗教的 活動が 禁止されているわけ ではなく、国と宗教との かけわり合いを 一切 排除 する趣旨ではない



もし 全ての 宗教的 活動が 禁止され 国と宗教との かけわり合いを 一切 排除 するとしたら 宗教系 の 学校への 補助金の 支出も 禁止 されることとなり、 国公立 又 学で 宗教学を 教えることすら 禁止 される かもしれない。これは 却って 不当



そこで どのような 宗教的 活動が 禁止 されるのか、 国と宗教の かけわり合いが 許されるのは どういう 場合か、その 判断基準が 問題 となる

→ 判例・通説は 「目的効果基準」という 基準で 判断 する

テープコード

--	--	--

P44 ① 津地金鎮祭事件

事案中の89条 = 公金その他公の財産 (ex 国有地・
県有地) を宗教上の組織・団体
のために使ってはならない等
を定め、財政的に公権力と宗教
が結びつくことを禁止

→ 財政面から政教分離
原則を定めているとされた

テーブルコード

--	--	--

P57 (2) ② 自己統治の価値

独裁主義 = 独裁者が自分の意見だけで
政治を行う
他者の意見を聞かない

vs

民主主義 = みんなの意見をしっかりと聞く
||
言いたいことが言えなければ
ならない

↓
表現の自由が重要

→ 自己統治の価値 = 民主主義という政治の場
面で果たす役割、価値の
こと

テーブルコード

--	--	--

P58 (3) ① 二重の基準論

憲法上保障されている人権 ← 法律
制約



法律より憲法が上位にある
(憲法の最高法規性)



テキストP4

そこで

憲法で保障されている人権を
制約する上記法律は憲法に
反しないかが問題となる



反すれば違憲、反しなければ
合憲であるか、誰かどうや
う判断するのか

テーブルコード

--	--	--

A. 裁判所が81条違憲法令審査権(違憲立法審査権)という権限に基づき判断する



その際、裁判所は判断のための
・基準をたててそれにより合憲か違憲かを
判断しているわけだからと考えると
このものさし・基準のことを違憲審査基準と
いう



この違憲審査基準はその性質により
厳しい基準(厳格な基準)と緩やかな
基準(緩和された基準)に区別される

テーブルコード

--	--	--

「厳しい基準」

VS

「緩やかな基準」

↓
その人権制約は
本質に違憲ではないか
を厳しく判定する

↓
その人権制約は違憲
ではないかをそれほ
ど厳しく判定しない

→ 「裁判所が両目を見開
いてしっかり見ている」
「違憲かどうかを判断
する目が細かいザルに
法律を投げ入れる」
というイメージ

→ 「片目で見ている」
「目が粗いザルに
法律を投げ入れる」
というイメージ

↓
許される範囲を超える
わずかな行き過ぎも
許さない

↓
行き過ぎが明らか
な場合のみ許さない
ちよと怪しいくらいは
許す

||
その人権制約は違憲である
という判断にたやすい

||
その人権制約は合憲
であるという判断にた
やすい

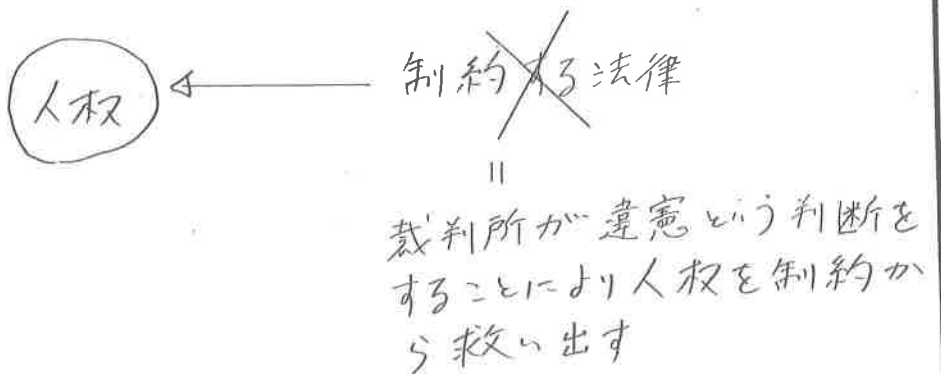
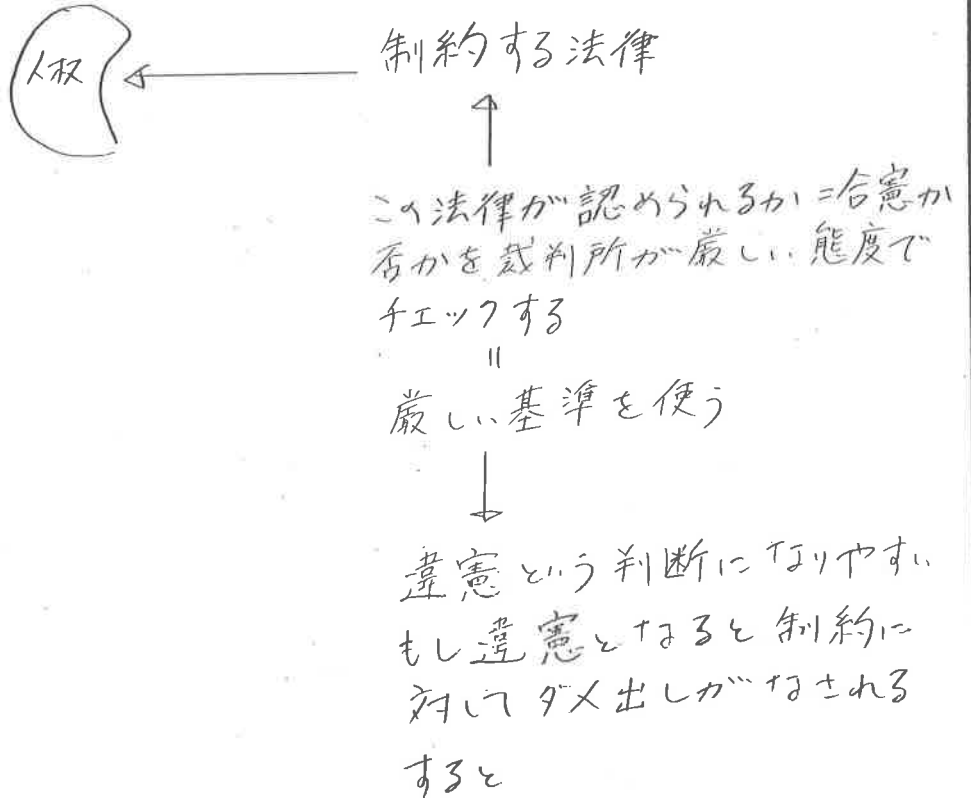
||
人権を制約する法律を
作った立法者にNO!
を突きつける

||
人権を制約する法律を
作った立法者の考え・立
場をある程度容認・
尊重する

テープコード

--	--	--

cf. 以上の「厳しい基準か」「緩やかなる基準か」
は結局は裁判所が違憲審査に臨むにあたっての態度のあらわれといえる



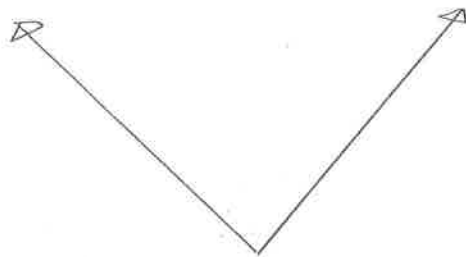
テープコード

--	--	--

→ 裁判所は「厳しい基準」と「緩やかな基準」を精神的自由権と経済的自由権を使い分ける

精神的自由権
を制約する法律
については
「厳しい基準」

経済的自由権
を制約する法律
については
「緩やかな基準」



このように基準を使い分ける
ことを「二重の基準論」という

テープコード

--	--	--

Q 何故裁判所は基準を使い分けるのか

A その理由は大きく分けて2つ

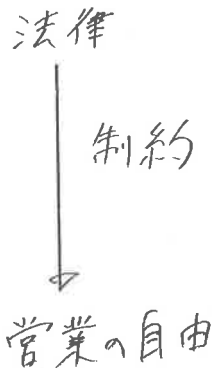
① 裁判所が人権制約に対して積極的に
ダメ出しをしなければならない場面か否か

② 裁判所が違憲かどうかを判断する能
力があるか否か

① 裁判所が人権制約に対して積極的にダメ
出しをしなければならない場面か否かについて

国会が経済的自由権の1つである営業の
自由を制約する法律を作ったとする

ex 「この市にはこの大規模店舗
しか出店できない」という法律



テーブルコード

--	--	--

→ その法律はおかしいと批判の声を上げる
 ことによりその法律を改正・廃止させ、官
 業の自由に対する制約を取り除くことが可
 能

||

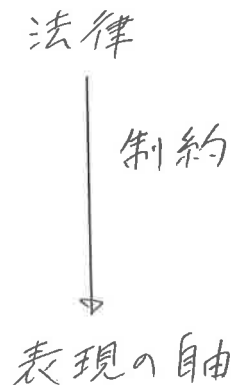
マスコミの報道・市民運動、世論調査等で回
 復することが可能

その裁判所が積極的にダメ出しをする必要
 性は小さい

これに対し

国会が精神的自由権の1つである表現の自由
 を制約する法律を作った

ex 「国会を批判する言論は一切認
 めない」という法律



テープコード

--	--	--

→ このとき その法律はおかしい、国会は間違っていると声を上げて是正することは可能か



国会を批判する言論が禁止されている以上不可能

このように精神的自由権、特に表現の自由が制約、侵害されると回復の手立て、方法が失われる、不可能となる危険がある



そこで裁判所が積極的に介入を
していくことが必要となる

具体的には厳しい審査基準を用いてその法律は違憲であるとして表現の自由を救い出す

テーブルコード

--	--	--

② 裁判所が判断する能力があるか否かについて

→ 経済的自由権の場合、声を上げて回復すること
 が可能であったとしても裁判所が積極的にダメ出ししてもいいのではないかと、
 その方が人権保障になるのではないかと
 思える



しかし、経済的自由権を制約する法律については、それが許されるか否かは経済政策の判断が必要となる

たとえば前記の出店規制ならば、ではどれくらいの出店規制なら許されるかは、その土地の消費者の購買力・消費の趣向の動向・市場の規模・小売店舗数・需要と供給のバランス etc といった経済的要素を考えなければならぬ

その上で問題となっている制約は許されるか否かを判断する



裁判所はこのような経済的要素を考え、経済政策を判断するには能力不足・不向き

テープコード

--	--	--

(裁判所は法律のプロだが経済のプロではないから)



このような経済政策についての判断は調査能力に優れている国会が適任とすれば-

法律を作る国会の判断、立場を尊重すべく、裁判所は明らかにおかしい制約以外は合憲とする

具体的には緩やかな基準を用いて判断する

テープコード

--	--	--

P61 [2] 知る権利

→ 表現の自由によって表現の受領者(受け手)も重要



受け手がいるからこそ表現することの意味を持つ
 表現してもいいが誰にも伝えてはならないとしたら何のための表現か意味がなくなってしまう、表現の自由が中身の無いものになってしまう

↓
 そこで

表現の自由を中身のあるものとするため (= 実質化するため) 情報の受け手側の自由として表現を受領する権利を考える
 それが知る権利

つまり
 表現の自由によって受け手も重要

テーブルコード

--	--	--



表現の自由を中身のあるものと
するために受け手の自由として
知る権利が考へ出された

テーブルコード

--	--	--

P65 ③ 情報収集活動の制限

21条 表現の自由

||

発信・発表



そのためには
 発信・発表のための素材集め (= 情報収集活動) が必要



そこで素材集め (= 情報収集活動) に対する公権力の干渉・制限を表現の自由の問題として取り上げていくこととなる



具体的には

取材やメモによる記録行為が問題と

テーブルコード

--	--	--

P65 ③ (2) 取材の自由は21条で保障されるか



これについての自由が
21条表現の自由により
保障されるなら報道
に必要不可欠な
これについてもその自
由が21条表現の
自由により保障される
か

テープコード

--	--	--

p66 (4) 博多駅テレビフィルム事件

— テレビ局側の主張 —

テレビフィルム (VTR) が裁判で証拠として
使用される場合、当然のことながら無修正・
無加工のまま使われる モザイクなし、音声
加工なし



撮影された人は顔、声がか全て明らかに
なってしまう

これを嫌かって今後取材に応じてくれな
くなるおそれが生じる



裁判所のテレビフィルム (VTR) 提出命令
にはこのようなおそれがあり、自分達テ
レビ局側の取材の制限となり、取材の
自由の侵害である

テープコード

--	--	--

p69 (6) 刑事裁判における新聞記者の証言拒絶

(問題の所在)

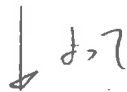
刑事裁判において新聞記者が取材源を明らかにする証言を求められた
これについて記者が拒めるかが問題となった

(記者の主張)

取材源についての証言を拒めたいと取材源について話すこととなってしまうか、それでは取材源の存在(とこの誰か)が明らかになってしまう



これを嫌がって今後取材に応じてくれなくなるおそれが生じる
これでは取材ができなくなることになってしまう



取材源について証言を拒めたいとするのは取材の自由の侵害である

テープコード

--	--	--

p69 (7) 民事裁判における新聞記者の証言拒絶

刑事裁判と同様、民事裁判においても新聞記者の証言拒絶の可否が問題となった

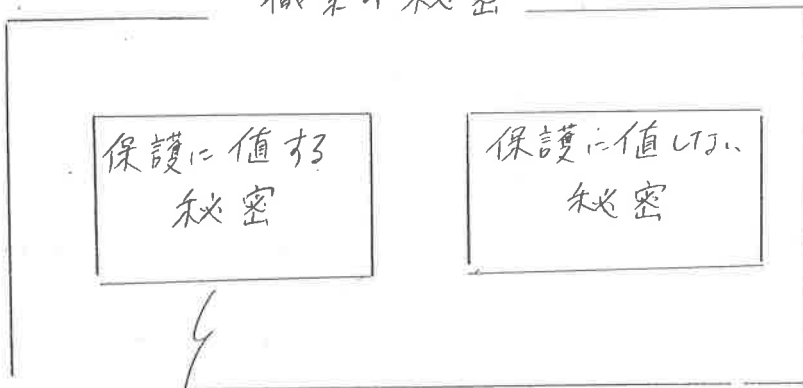
→ 民事裁判について規定している民事訴訟法は「職業の秘密」について尋問を受ける場合には証言を拒めると規定しているが、判例は「職業の秘密」のうち保護に値する秘密について証言を拒めると限定する

||

民事訴訟法の条文は

これなら証言拒絶可とする

職業の秘密



判例は条文にさらに限定をかけたこれなら証言拒絶できるとする

テーブルコード

--	--	--



判例は新聞記者の「取材源の秘密」は「職業の秘密」にあたり、特別の事情がなければ限り保護に値する秘密と解すべきであり、よって取材源についての証言を原則として拒めるとした

テープコード

--	--	--

P72 (9) 公判廷における写真撮影・録音・放送の制限
(北海タイムス事件)

(判例)

公判廷において、写真撮影・録音・放送を認めると審理が妨害されたり、被告人、証人等の利益を害するおそれがある

ex・カメラマンが動を回ることにより裁判が中断される

・撮影・録音・放送されることにより被告人や証人が萎縮したり、虚偽の発言や証言をしてはう危険性



それらを防ぐため規則で裁判所の許可が必要と定めた

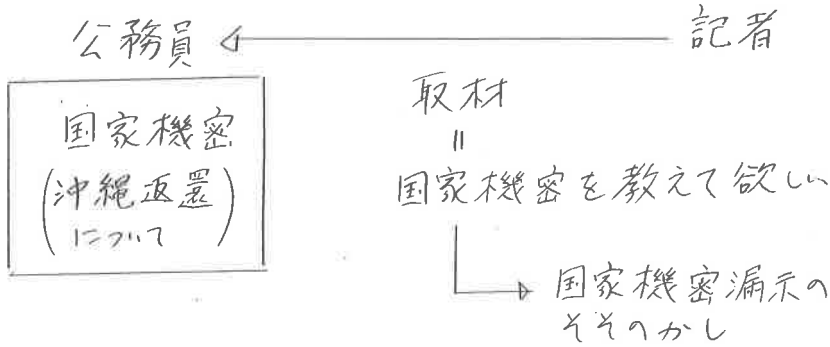
(本件では刑事訴訟規則という規則)

よって憲法には違反しない

テープコード

--	--	--

P72 (10) 国家機密と取材の自由 (外務省秘密電文漏洩) 事件



→ 公務員は国家機密を教えてほしい
守秘義務違反で処罰
記者もそのつかしたとして処罰

↓
記者は「自分は取材として行った、
それを処罰することは取材の自由の
侵害である」と主張

テープコード

--	--	--

